

## 第58回新潟市緑化審議会議事録

開催年月日	令和5年11月27日(月) 午前10時00分から12時00分		
開催場所	新潟市役所 本館 講堂1		
	委員氏名	出・欠	議事次第
会長	村上 拓彦	出	1. 開 会
副会長	松井 大輔	出	2. 委員紹介
委員	指村 奈穂子	出	3. 会長・副会長の選出
"	岩田 統子	欠	4. 議題
"	菊野 麻子	出	○保存樹等の指定解除について(報告)
"	渡辺 淳子	出	5. 報告
"	松平 信治	出(代理)	①新潟市みどりの基本計画第3次実施計画
"	野島 一明	出(代理)	について
"	小林 猛	出	②白山公園150周年記念事業について
"	佐藤 祥子	出	③まちなかへの植栽の試験設置について
"	野俣 剛直	欠	6. 閉 会
"	横山 恵里子	出	
出席者 合計	10 人		

上記議題の審議経過は、本議事録のとおりである。

令和5年12月22日

新潟市緑化審議会

議事録署名委員

佐藤 祥子

議事録署名委員

横山 恵里子

■ 第 58 回 新潟市緑化審議会

日時：令和 5 年 11 月 27 日（月）午前 10 時～

会場：新潟市役所本館 講堂 1

（司 会）

ただいまより第 58 回新潟市緑化審議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私、本日の司会を務めます、土木部みどりの政策課の土佐と申します。

本日の審議会は、委員改選後、最初の開催となりますので、のちほど、皆様よりひと言自己紹介をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

始めに委員の皆様にお諮りいたします。新潟市緑化審議会の傍聴に関する要領では、会場内での写真撮影、録音などは行わないこととされておりますが、審議会の許可を得た場合はこの限りではないとされています。事務局にて議事録作成の関係上、録音の許可をいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

ありがとうございます。それでは、ご異議なしということで、録音をさせていただきます。

それでは、議事に先立ちまして、土木部長の鈴木よりひと言あいさつをさせていただきます。

（土木部長）

皆さん、おはようございます。土木部長の鈴木と申します。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

また、このたびは緑化審議会の改選にあたり、委員就任をお引き受けいただき、あらためて感謝申し上げます。

当審議会では、審議の答申やご助言をはじめ、公園整備や樹木の保存、緑化の推進などの本市の公園、緑化制度全般につきまして、委員の皆様それぞれのお立場を含めまして幅広いご意見を頂戴したいと考えています。2 年間の任期となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

本市の緑化の取組みにつきましては、ご存じのとおり公園整備、維持管理ですとか、また遊具、施設等のバリアフリーや、民有地緑化の推進、さらには緑化への意識醸成と、さまざま多岐に渡っております。加えて昨年の 7 月には、まちなかの緑化の推進ということで、新

潟都心地域緑化重点地区を指定いたしました。いわゆる「にいがた2km」のエリアについて、花と緑を増やしていきましょうという趣旨でございまして、今年の5月には民有地の緑化への支援制度も創設いたしました。また、この10月には、まちなかの街路樹の足元など、ちょっとした空間に緑と花を演出する試験的な植栽を行ったところです。

本日の審議会では、審議会運営にかかわる会長、副会長の選出のほか、保存樹の指定解除、新潟市みどりの基本計画第3次実施計画、さらに今年度の取組み事例として、白山公園150周年記念事業と、まちなかへの植栽の試験設置について報告をさせていただきます。

これから、市民、地域、事業者など多様な主体との協働による、緑の保全、緑化の推進に向けまして、当審議会の場に限らず、皆様からのお力添えをお願い申し上げて、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(司会)

鈴木部長、ありがとうございました。

続きまして、お手元にごございます資料の確認をさせていただきます。まず皆様のお手元に委員委嘱状お配りをしておりますのでご確認ください。この11月1日より2年間の任期となります。

続きまして、配布資料です。まず、議事次第、委員名簿、座席図をお配りしています。それから会議資料として資料1「保存樹等の指定解除について」、資料2-1「みどりの基本計画 実施計画の運用」、資料2-2「第3次実施計画書」、資料3「白山公園150周年記念事業」、資料4「まちなかへの植栽の試験設置“MACHINIWA2023”について」になりますが、不足等があればお申し出ください。

次に、本日の会議の進行についてです。はじめに、委員の皆様のご紹介を行ったあと、会長・副会長の選出を行います。会長・副会長の選出後は、会長に会議進行をお願いいたします。

議事次第4「保存樹の指定解除について(報告)」、それから次第5の報告として①、②、③のように、資料に基づいて、みどりの基本計画、150周年、それからまちなかへの植栽についての報告をさせていただきます。会議時間は概ね1時間半を予定しています。

それでは、委員の皆様を順にご紹介させていただきます。今回ご就任の期間は令和5年11月1日から令和7年10月31日までの2年間となります。

このたびの委員改選では、これまで務めておられました岡崎委員と椎谷委員がご退任となり、松井委員と渡辺委員が新たにご就任されました。

また、改選にあたりまして公募委員についても募集を行ったところですが、応募者不在であったため、「新潟市緑化審議会の委員の公募に関する要領」の第2条第3項に基

づきまして、公募に代わり市長の選任による委員として、前任期で公募委員を務めていただいた横山委員から引き続き務めていただくということで選任をしています。

それでは、お手元の委員名簿の順にお名前を申し上げますので、簡単に自己紹介を交えてお願いいたします。

委員名簿の上から順にまいります。新潟大学農学部准教授、村上拓彦様です。

(村上委員)

新潟大学農学部の村上と申します。大学では森林、林業にかかわる教育、研究に携わっています。よろしく申し上げます。

(司 会)

次に、新潟大学工学部准教授、松井大輔様です。

(松井委員)

新潟大学工学部の松井と申します。どうぞよろしく申し上げます。建築の分野で、都市計画ですとか、その中でも特に都市景観のことを研究しています。どうぞよろしく申し上げます。

(司 会)

続きまして、学校法人キャリアテクニカ学園、日本自然環境専門学校講師の指村奈穂子様です。

(指村委員)

指村と申します。専門学校では植物関係の講義を担当しています。私は新潟に住み始めて今年で5年目になりました。だんだん周りの状況も分かってきましたので、また緑化に貢献できればなと思います。よろしく申し上げます。

(司 会)

続きまして、WWA（ワーキングウィメンズアソシエーション）副会長、菊野麻子様です。

(菊野委員)

菊野です。県内の働く女性のネットワークのWWAの立場で、この会議に出席をさせていただいております。関連で申し上げますと、昨年度まで新潟県立公園の指定管理者選定等の委員などもしておりました。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

続きまして、特定非営利活動法人「とらのまき」監事の渡辺淳子様です。

(渡辺委員)

はじめまして。渡辺淳子と申します。「とらのまき」の監事を仰せつかっております。これまで主に教育だとか子育て支援に関わらせていただいております。そういう視点で関わ

らせていただけるとありがたいなと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

続きまして、国土交通省北陸地方整備局、新潟国道事務所の松平信治所長でございますが、本日所用につき代理にて副所長、櫻井直樹様がお出席されています。櫻井様、よろしくお願いいたします。

(櫻井副所長)

新潟国道事務所、管理担当の副所長をしています櫻井と申します。よろしくお願いいたします。新潟国道事務所では、新潟市内で言いますと、新潟西バイパスですとか、新潟バイパス、亀田バイパスなどの管理、それから改築事業なども行っています。よろしくお願いいたします。

(司 会)

続きまして、新潟県新潟地域振興局農林振興部の野島一明副部長につきましては、本日所用につき代理にて林業振興課課長、土屋哲様がお出席されています。よろしくお願いいたします。

(土屋課長)

新潟県新潟地域振興局林業振興課長をしております土屋と申します。緑化に関する業務では、林業振興としまして、緑化活動の関係、あとは松の病害虫の関係の窓口をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

(司 会)

続きまして、公益社団法人にいがた緑の百年物語緑化推進委員会理事、小林猛様です。

(小林委員)

小林猛でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

私は、今年の6月9日をもちまして常務理事を退任しているわけですが、実は残務整理が多々ございまして、それを成し遂げたいといったことで理事として残っております。新潟市関係で申し上げますと、西海岸公園におきまして、県信さんと、それから新潟市中央区の建設課の皆様と当委員会と協働しながら、ニセアカシアや松くい虫被害などを、クロマツにより再生・維持を行っております。

今年2年目に入りまして、この夏の活着が非常に悪かったわけですが、ほかの部分では残存率5パーセントでしたが、当委員会にかかわったところは35パーセントくらいの残存率で生育しております。今回は10月に補植もいたしまして、協働で管理をしながら西海岸公園の再生を維持しております。

なお、管理手法につきましては、市の皆さんと相談しまして、ドローンとそれからアウルといったGPSを使う座標位置を確認するものがございますけれども、そういったものを用

いまして管理を進めてございます。5年間にわたりまして県信さんの皆さんと森づくりに努めてございます。ご協力どうぞよろしくお願い申しまして、あいさつとさせていただきます。

(司 会)

ありがとうございました。続きまして、公益財団法人新潟県都市緑花センター、花と緑のアドバイザー、佐藤祥子様です。

(佐藤委員)

花と緑のアドバイザーとしてまいりました佐藤祥子と申します。普段の仕事としては、市内の建設コンサルタント会社に勤めておりまして、森林計画や森林調査、樹木調査といったことを中心にやっています。よろしく願いいたします。

(司 会)

続きまして、市長選任委員、新潟市の花育マスターも務めておられます横山恵里子様です。

(横山委員)

おはようございます。引き続き委員を務めさせていただきます横山です。どうぞよろしく願いいたします。

今、ご紹介くださったように普段は花にかかわる仕事、一応フラワーデザイナーということで活動させていただいています。花と緑で、この新潟市をもっと盛り立てていければと思っています。

あとは新潟県の都市緑化センターのほうの役員も務めさせていただいておりますが、そちらでも花と緑を使って新潟全体をもっと盛り上げよう、そして移住などの観点で、いろいろな方を新潟に呼び込もうというような話も出ております。いろいろな面で、また皆様とご一緒に、どうぞよろしく願いいたします。

(司 会)

皆様、ありがとうございました。

なお、本日所用のためご欠席でございますけれども、一般社団法人日本樹木医会、新潟県支部樹木医、岩田統子様、それから一般社団法人新潟市造園建設業協会副理事長、野俣剛直様、この2名を含め全12名で、また2年間の任期となります。改めましてよろしく願いいたします。

なお、事務局メンバーの紹介につきましては、お手元の座席表に代えさせていただきたいと思っております。記載のうち1名、近藤が体調不良のため本日欠席とさせていただきますが、事務局は6名が参加をしております。

事務局を代表いたしまして、課長の桑原よりひと言ごあいさつを申し上げます。

(みどりの政策課長)

改めまして、土木部みどりの政策課長の桑原です。委員の皆様にはいろいろな立場、視点からご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(司 会)

桑原課長、ありがとうございました。

次に、本日の会議の成立についてです。本日、委員 12 名のうち 10 名のご出席をいただいております。審議会の規則第 5 条第 2 項において、過半数以上の委員の出席が会議の成立に定められておりますので、本日、規定を充足しており、会議が成立していることを報告いたします。

それでは、議事 3「会長・副会長の選出」に移ります。審議会の規則第 4 条第 1 項の規定では、委員の互選により、会長及び副会長を各 1 名定めることとなっております。会長・副会長の選出にあたり、会長が決定するまでの進行につきましては事務局のほうで務めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、そのようにいたします。では、桑原課長より進行させていただきます。

(みどりの政策課長)

会長が決まるまでの進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、会長及び副会長の選出を行いたいと思います。審議会規則第 4 条第 1 項の規定によりまして、会長及び副会長は、委員の互選により定めることとなっております。

まず、会長につきまして、委員の皆様のご推薦などありましたらお願いいたします。

特にご推薦がないようであれば、事務局の案を提案させていただきます。会長につきましては、事務局案としまして、これまで副会長を務めていただきました村上委員に会長をお願いしたいと考えています。委員の皆様、ほかにご推薦あるいはご意見などございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、ほかにならぬようでございますので、会長は村上委員をお願いしたいと思います。皆様、拍手をもってご承認いただきたいと思います。

(拍手あり)

ありがとうございました。

続きまして、副会長について、委員の皆様のご推薦などありましたらお願いいたします。

特にご推薦がないようであれば、こちらも事務局案を提案させていただきます。副会長につきましては、岡崎委員のご後任であり、同じく新潟大学工学部准教授であります松井委員を推薦してはどうかと考えておりますが、委員の皆様、ほかのご推薦あるいはご意見などご

ございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、ほかはないようでございますので、副会長は松井委員にお願いしたいと思いますが、皆様より拍手をもってご承認いただきたいと思えます。

(拍手あり)

ありがとうございました。

それでは、新会長及び副会長が決まりましたので、これ以降の進行につきましては、村上会長に議長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(村上会長)

今ほど会長を仰せつかりました新潟大学の村上です。委員の皆様の協力により、円滑に議事を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最初に、議事録署名委員について諮ります。審議会運営要領の第3条により、審議会の議事録は会長の指名する議事録署名委員が署名し、事務局で保管するものとあります。後日、事務局が作成しました議事録の内容を精査していただき、内容がよければ署名をすることになっております。

議事録署名委員について、私から指名させていただきます。それでは今回は佐藤委員と横山委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議事次第4、議題「保存樹等の指定解除について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

みどりの政策課の加藤と申します。よろしくお願いいたします。保存樹等の指定解除について、お手持ちの資料1を使って説明させていただきます。また、正面には資料と同じものをスクリーンに映させていただいておりますので、見やすいほうをご覧くださいと思います。

ページをめくっていただきまして2ページ目ですが、初めての方もいらっしゃいますので、「保存樹等とは」という概要について説明させていただきます。保存樹とは、新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例に定められておりまして、市長が別に規則で定める基準に該当する樹木または樹木の集団を、審議会の意見を聞いて保存樹または保存樹林に指定することができるとなっております。

下段の写真については、現在、指定されている保存樹等の写真で、表1は今年の2月に開催しました前回の審議会までの指定状況を参考としてつけさせていただいております。

続いて、3ページ目です。保存樹等の指定基準についてです。先ほどの市長が別に規則で定める基準を示しておりまして、保存樹及び保存樹林それぞれこのように基準は定められて

います。

続きまして、4ページ目に移ります。保存樹として指定されたものに対して、市が行っている支援といたしましては、まず、保存樹を指定したことが分かるように看板の設置をさせていただきます。また、保存樹を管理していただいた謝礼として、表の額の報償金を年額でお支払いしておりますし、樹種が松の場合、松くい虫の防除対策費用の一部についても補助しています。以上が、保存樹等の概要と、またその支援の内容になっています。

続いて、5ページをご覧ください。保存樹の指定解除についてですが、新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例施行規則の規定に基づき、指定を解除した場合は審議会で報告することになっています。今回、ご報告させていただきますのが、こちらの8件になります。

続いて、6ページをご覧ください。こちらの地図は、解除した保存樹の大まかな位置図になっています。

続いて、解除理由を個別に説明いたしますので、7ページをご覧ください。一つ目は、保存樹243番、ウラジロガシになります。管理困難のための解除となっています。所有者が亡くなられて管理が行き届かなくなったため解除の申し出がありました。

続きまして、8ページをご覧ください。二つ目は、保存樹369番、タブノキになります。こちらは土地売却のための解除となっています。不動産会社に土地を売却し、土地を販売するために更地にする必要があり、家を取り壊し、樹木も伐採することになったため解除となっています。

続いて、9ページをご覧ください。三つ目は、保存樹334番、シイになります。管理困難のため解除となっています。樹木が大きくなり、降雪により枝が折れて建物に被害が出そうになったため大規模に剪定を行うことになり、良好な美観を保つことができなくなったということで解除の申し出がありました。

続いて、10ページをご覧ください。四つ目は、保存樹169番、ケヤキになります。老木のため解除となっています。老木により、枯れて少しの風でも木が落ちてしまい、保存樹登録時から樹形が変わってしまったため、みすぼらしくなり、保存樹としての維持ができないということで解除の申し出がありました。

続いて、11ページをご覧ください。五つ目は、保存樹365番、アカマツになります。唯称寺というお寺の松になりますが、松くい虫による被害のための解除となっています。

続いて、12ページをご覧ください。六つ目は、保存樹80番、ケヤキになります。枯死したため解除となっています。八幡宮という神社の樹木になりますが、木がスカスカになって強風で倒れそうだったため、解除し伐採となりました。

続いて、13ページになります。七つ目は、保存樹222番、ケヤキになります。管理困難

のため解除となっています。隣家との境界にあり、隣家の小屋の屋根に枯れ枝が落下し、瓦を損傷し、修理代を補償することになるなど、近隣への迷惑がかかっているため解除の申し出がありました。

続いて、14ページをご覧ください。八つ目は、保存樹226番、ヒマラヤスギになります。管理困難のため解除となっています。隣家へ迷惑がかからないように剪定していたのですが、管理する費用もかかることから今後、伐採するということで解除の申し出がありました。以上、解除について8件ご報告させていただきました。

続いて、15ページをご覧ください。本日ご報告しました解除した保存樹林を含めまして、現時点での指定状況はご覧のとおりとなっています。保存樹についての説明は以上となります。

(村上会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、ご意見・ご質問等ありましたら委員の皆様方よろしく願います。いかがでしょうか。

(土屋課長)

土屋と申します。資料の11ページのアカマツの関係の解除のことなのですが、ちなみにこの松枯れされた時期と、結局、また松くい虫が、この場所だと結構住宅街なので、ほかに広がる可能性はないのですけれども、この後の処理について、どのようにされたか、もしお分かりであればお聞かせ願いたいと思いますけれども、お願いいたします。

(事務局)

その後の処理については、申し訳ございません、確認しておりません。

(土屋課長)

かなり前に枯れられたということでしょうか。

(事務局)

そうです。こちらのお寺は以前は5本くらい保存樹として指定していたのですけれども、ここ数年で毎年のように1本ずつ松くい虫の被害で解除になってきている状況ではあったということです。

(土屋課長)

今年が結構、松くい虫の被害、クロマツもありますが、かなり被害が出ておりますので、今回解除になっているのはどれだけあるか分かりませんが、その辺また影響が出るのかなと思ひまして聞かせていただきました。ありがとうございます。

(村上会長)

ほかに、いかがでしょうか。

(松井委員)

初めてで分からないところがあったので教えていただきたいのですが、指定するときには明確な基準があると思うのですが、指定解除に関しましては何か基準があったり、あるいは解除に至るまでの審査の特定のプロセスがあったり、その辺りはどのようなになっているのか教えていただけないでしょうか。

(事務局)

おっしゃるとおり、確かに指定する際には明確な基準があるのですが、解除の際には特に明確な基準がありません。解除の相談や申請があった際に、いろいろ状況をお聞きする形にはなるのですが、今回もさまざまな理由がある中で、特にこういう場合は解除するとか、そういった基準はありません。

(松井委員)

その話し合いのプロセスの中で、やはり指定解除するのをやめたというようなこともありえるわけですね、プロセスとしては。

(事務局)

基本的には、申し出があったら解除を。

(松井委員)

受け入れざるをえないと。

(事務局)

そうです。皆さん、基本的に個人の所有の樹木になるので、公のほうでどうしても保存樹にしておいてくださいというのは、なかなか言えない部分もございますので、なるべくだったら続けていただければいいのですが、所有者さんの意向を尊重するような形になっています。

(松井委員)

分かりました。年額5,000円という大きな額ではないけれども公費が支払われているわけですので、勝手にどんどん指定解除しますという声が増えすぎたりすると、ちょっと問題かなど。そのときに本当に何かしら聞ける話し合いをして、少しでも保存のほうにシフトできるような仕組みが、もしあるのであればいいなと思いながら伺っておりました。ありがとうございます。

(村上会長)

今の内容の確認ですが、基本的に申し入れがあれば、それはもう解除の方向で動くということですか。

(事務局)

そうです。

(村上会長)

分かりました。

ほかに、いかがでしょうか。何か委員の皆さん方、ございますか。

特になければ、今の議題「保存樹等の指定解除について」を終わりにしたいと思います。

続きまして、議事次第5、報告1「新潟市みどりの基本計画第3次実施計画について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

新潟市みどりの政策課の西澤と申します。この4月から参りました。よろしくお願いたします。

報告事項の1ページ目、みどりの基本計画第3次実施計画についてです。お手元の資料2-2をご覧ください。前回の緑化審では第2次の評価結果並びに第3次実施計画の組み立てについて皆様からご意見をいただいたということでございます。本日は、それを踏まえまして、第3次実施計画を策定しましたので、その内容について報告をいたします。本日は時間に限りもありますので概要での説明ということになりますが、ご了承ください。

資料2-1と資料2-2の1ページをお開きください。1番の計画の位置づけについてです。資料2-1も一緒にご覧ください。第3次実施計画は、本市の「みどりの保全」と「緑化の推進」に関するマスタープランということで、「新潟市みどりの基本計画」を策定していますが、その実現に向けまして、令和5年から令和12年度までの計画期間として具体的な取組みの方向性と主な事業、そして集中的に取り組む施策について定めているアクションプランでございます。計画期間の中間年次となります令和8年度末に中間評価を行いまして、後期の施策推進の見直しを加え、進めていくこととしています。

次に、2番、計画の施策の組み立てについてです。第3次実施計画の施策体系につきましては、第2次実施計画の施策体系を引き継いでまいります。施策の種類は五つの方向性を示していきまして、「創出」、「推進」、「保全」、「維持管理」、「意識啓発」という5本立てになっています。

近年の動向を踏まえるとともに、第2次実施計画の評価についても十分反映をし、今後の事業展開の見直しを加えたいうで取組みを進めていくこととしています。

次に、主な配慮すべき事項を(1)から(3)まで3点示していますが、まず(1)につきましては、令和4年7月にみどりの基本計画の見直し、一部改定を行っています。具体的には都心の緑化推進を重点的に取り組むことを目的に、先ほどありましたように緑化重

点地区を指定する改定を行いました。具体的な地区としては、にいがた2kmを掲げておりますけれども、多面的に活力向上を図る都心エリアにおきまして、緑化推進の分野でも官民連携による緑豊かな都市空間を創造するためにさまざまな緑化の推進を図ることとして、主要事業を第3次実施計画に位置づけています。

次に、2点目の(2)です。総合計画2030、今年度からスタートされておりますけれども、その施策の実施と成果指標についてです。本市の最上位計画の総合計画の中で「まちづくり・インフラ」分野において二つ位置づけされています。一つは、「魅力と賑わいのある都心づくり」と、もう一つは「安心して住み続けられる良好な住環境の創出」です。さまざまな施策とともに緑化関係の施策と、あとはそれぞれに位置づけされています政策指標に掲げてありますが、取組指標とともに設定をしています。これらの緑化関係の施策は、総合計画の実現に向けまして、第3次実施計画でも重点的に取り組むこととしています。また、各指標についても事業評価の中で取り扱うこととなります。

2ページをお開きください。こちらが3点目になりますけれども、(3)第2次実施計画の評価を踏まえた施策の改善です。第2次実施計画では18の事業を位置づけておりまして、評価の作業の結果を踏まえて今後の方向性を整理しています。そして、第3次実施計画の取組み方針へと反映をさせていただいているところです。

優れた評価を得た事業については14事業ありますが、それらは継続して取り組むこととしています。一方で、社会環境やニーズの変化によって、進捗や成果が低い評価になったものが3事業あり、これらは事業内容や目標を見直すとともに、現行の施策の改善に取り組みます。以上が、主に配慮すべき点ということで三つご説明させていただきました。

次に、3ページ目をお開きください。こちらが第3次実施計画の施策体系になります。これまでご説明させてもらったものを踏まえまして、第3次実施計画では、第2次実施計画の3区分5方向性を引き継ぐこととしています。下の表の左2列に記載しているとおりですけれども、8事業をそれぞれ3区分「増やす」、「守る」、「広める」という区分に分けています。また、一番右側の列にいきますと「取組方針」ということで継続のものは「継続実施」としておりますし、新規事業が4番にあります。また、既存事業の改善ということで、三つ挙げているものが掲載されています。

新規事業としては、先ほどご説明しました「新潟都心地域民有地緑化支援事業」を追加しています。後ほど説明させていただきます。

また、第2次実施計画で評価として「抜本検討」となっている7番「緑化協定締結の推進及び生垣等設置補助事業」という部分です。また、「現況改善」というものが14番、15番にあります。こちらは後ほど説明させていただきますが、残りは14事業「継続実施」とさ

せていただいています。

次に、4ページをお開きください。ここから先は各事業の内容ということで、18事業について、事業ごとに事業シートを4ページに記載のとおり構成をしています。ちなみに見方としましては、1行目に事業名と先ほどの3区分5方向性を記載しているところです。その下には順に事業概要、事業展開の基本的な方向性、そして中断より下のスペースは事業の状況など、補足情報を掲載しているところです。

本日は、時間の都合上、かいつまんでの説明となるところをご了承いただきたいと思いますし、新規事業及び第2次実施計画を改善する4事業について、少し詳しく説明させていただきます。ほかの詳細については後ほどご覧いただければと思います。

それでは、各事業の内容について見ていきたいと思います。5ページをご覧ください。こちらが「きらら西公園」整備事業についてです。平成24年から整備を進めてきておりますが、一部供用することで多くの子どもたちから楽しんでいただいておりますけれども、引き続き整備を進め、第3次実施計画の期間中での事業完了を目指していきたいと考えています。

次に、6ページをお開きください。こちらが信濃川やすらぎ堤緑地整備事業についてです。現在、千歳大橋付近を整備していますけれども、引き続き整備を進めまして、第3次実施計画の前半での事業完了を目指してまいりたいと考えています。

次に、7ページをご覧ください。都市公園ストック再編事業についてです。社会情勢が変化する中での地域ニーズを踏まえた都市公園の機能、そして配置の再編といったところを図るものでございます。現在は中央区の下川原公園と東区の新栗の木緑地の再整備を進めておりますが、引き続き取り組むこととしています。

次に、8ページをご覧ください。こちらが今回、新規に追加した事業となります新潟都心地域民有地緑化支援事業です。昨年の7月に緑化重点地区を指定したわけですがけれども、まちなかで緊急整備地域の指定をされて、民間建物が建て替えるといったところで、そのタイミングに合わせて、また既存の空間を活用して民有地の緑化を進めていきたいということで、民有地で緑化をする場合、費用の一部を支援する補助制度になります。今年の5月から運用を開始しております。現在、地区内の建物所有者、あとは入居者などに対しまして制度のPRを行っているところで、今年度は1件の申請をいただく予定となっています。引き続き、当該制度のPRに努めるとともに、既存の建物での活用や建て替え時での活用といったところを促して、民有地緑化のほうを推進してまいります。

次に、9ページをご覧ください。こちらはフラワーパートナー事業です。こちらにつきましても、現在、取り組みをまちなかで進めておりますが、多様な主体との協働による緑化を引き続き進めていくこととしています。

次に、10 ページをご覧ください。公共施設緑化ガイドラインについてです。こちら引き続き、ガイドラインに基づきまして、公共施設での積極的な緑化を関係機関と調整を進めてまいります。

次に、11 ページでございます。緑地協定締結の推進及び生垣等設置補助事業についてです。事業の概要につきましては、みどり豊かで潤いのある良好な住環境を創出するため、民有地における緑地協定の導入を促すとともに、緑地協定区域内での生垣助成を運用するものとなります。

第2次実施計画の評価では、こちらが抜本検討ということになっています。その評価の中では、平成30年度以降、この助成の制度を使っている件数はゼロということで、この協定地区内での申請に備えて、制度の継続は必要ではあるが、一方で、民有地の緑化促進手法として、本制度が今後必要なのか、その辺の必要性を含めて検討が必要であるというような形で評価をさせていただいています。

これらを受けまして、こちらの事業展開の基本的な方向性にも書かれてありますが、今後、区画整理などの一定規模の宅地開発が想定されますが、その際に、緑地協定の導入を促していくということと、あとは現在の協定地区内での協定期間に応じて、生垣助成というものは継続していきます。一方で、生垣の緑化手法というものが、近年の戸建住宅の外構の作り方等に合っていない、または住宅購入者のニーズに合っていないのではないかとということで、当該事業の必要性などを確認しながら、この事業自体の制度の縮小、廃止、または現在のニーズに合わせて新たに作り変えるといったところも必要に応じて検討していきたいという方向性として定めています。

次に、12 ページをお開きください。保存樹指定事業ということで、こちら引き続き新たな保存樹等の指定に向けまして、保存樹マップを作成・配布をすることで、保存樹、および保存樹林の周知を継続してまいりたいと考えています。

次に、13 ページをお開きください。こちらがアメリカシロヒトリ防除対策事業です。引き続き、予防と駆除といった対策を実施していきます。

次に、14 ページをお開きください。こちらは松くい虫防除対策事業についてです。こちら先ほどと同様に、今後、計画的な防除対策を各被害木での活用を実施してまいります。

次に、15 ページです。公園施設長寿命化計画策定事業についてです。今年度、第4次長寿命化計画の策定作業を行っているところですが、その後も5年ごとに見直しをかけるよう調査を引き続き実施していきます。

次に、16 ページです。公園施設長寿命化対策支援事業です。長寿命化計画に基づきまして、誰もが安心・安全に公園を利用できるように、公園施設の更新及び予防修繕を計画的に

行っているものでございまして、こちらも引き続き公園施設の保全・更新に取り組んでまいります。

次に、17 ページです。都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業です。こちらは公園のトイレ、園路、駐車場といった公園施設のバリアフリー化を推進しているものですが、主にトイレのバリアフリーを優先して現在進めています。こちらも引き続き取り組みを進めまして、バリアフリーのトイレの設置率を上げていくということを目指してまいります。

次に、18 ページです。公園愛護会についてです。こちらは市民との協働による維持管理ということで、地域皆さん、住民の皆さんから公園愛護会を組織していただきまして、地域の公園の除草や清掃など、一部の日常管理を担っていただいております。それによって日頃より使用する公園の緑化活動、そして維持管理を推進するというものでございます。

こちらは第2次実施計画の評価の中で、現状改善ということで、第2次実施計画の評価では、現在、公園愛護会を組織している公園が全市の 87 パーセントで活動をされています。近年は横ばいで推移しているところなのですが、やはり担い手不足や高齢化といった部分で愛護会の解散というものが散見されてきています。よって今後の体制確保に向けた検討が必要であるというような評価をしています。

これを受けまして、今後の方向性としては、今後も市民との協働による公園の維持管理を推進するために、地域が愛着をもって公園にかかわっていただけるような事業を継続するというのと、あとは地元だけではなく、企業などの参入といった新たな担い手になっていただくような仕組みづくりも検討してまいります。

次に、19 ページです。公園里親制度についてです。こちらは市民との協働による維持管理ということで、公園の美化・維持管理というところで意欲的な市民ボランティアの皆さんから日常管理をしていただいて、それに対して支援をすることで公園の緑化活動、維持管理の推進につなげているものです。

第2次実施計画では、こちらが現状改善という評価をしていますが、評価の内容としては、団体数が横ばいで推移しているということですが、令和3年度以降、支援実績がないということになっています。各団体の活動実績、そして活動のニーズという部分の把握が必要であるというような評価をしています。これらを受けまして、ニーズの把握に努めるとともに、支援制度の内容の再検討を行うということで、必要に応じた改善を行っていきたいと考えています。

次に、20 ページをお開きください。こちらが緑化活動推進事業です。こちらは地域の公園・道路など、公共施設の緑化活動を主体的に行う自治会等に対し、緑化に必要な費用の補助を行うものでございます。引き続き緑化活動支援を行いながら、活動団体数を維持してい

きたいと考えているところです。

次に、21 ページでございます。萬代橋チューリップフェスティバルです。こちらは市民及び来街者の方々に、市の花であるチューリップをPRするというのと、あとは「みどりを守り育てる心」を育むために、春の恒例イベントとして実施しているものです。オープニングセレモニーではキッズパレードを行い、盛大にフェスティバルを開催することができました。今後も現状の規模を維持しながら、多くの団体、個人から参加していただきながら継続していくこととしています。

最後になりますが 22 ページです。信濃川やすらぎ堤緑地チューリップ植栽事業です。こちらは、やすらぎ堤緑地において周辺の小中学校または自治会の皆さんなどと協働で次の年に咲かせるチューリップの球根を植えて、春咲きのチューリップを植栽していくというものでございます。こちら関係団体との協働によりまして、幅広い世代に今後も参加してもらえるように継続して実施してまいります。

以上で、第3次実施計画の内容についての説明でございました。内容について、かいつまんでの説明となりましたけれども、また後日、詳細についてご確認いただければと思います。

(村上会長)

ありがとうございました。

ただいま新潟市みどりの基本計画第3次実施計画の資料2-2についてご紹介がありました。委員の皆様方からご意見・ご質問等あればお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(小林委員)

小林でございます。18 の信濃川やすらぎ堤関係について少しお願いをしたいことがあります。まして発言させていただきます。非常に長い距離を市民の皆さんがご利用されているのはよく分かっているのですが、両側に道路が走っておりまして、横断歩道の基準が不明確に設置してありまして、何か利便性が悪い配置があるのではないかなと思うところがあります。信号機があったり、それから渡るべきところにスロープがあって、渡れる仕組みがあるのですが、そこに横断歩道がないとか、何か道路管理者との関係で、渡りやすい横断歩道の設置があったら非常に利用がしやすくなるのではないかなと思っているのです。市民の皆さんが渡るときに、わざわざ遠回りをしたり信号機まで行ったりするというよりも、できたら適正な横断歩道の配置をしていただいで、利用しやすい形にさせていただくと非常にありがたいかなと思って発言をいたしました。

(事務局)

ありがとうございます。やすらぎ堤へ渡るというよりは、おそらく、やすらぎ堤の車道側

についている歩道への横断というものがメインで、近隣の住宅地等からの要望に応じてつけているという状態だと思います。ただ、今ほどの小林委員のご指摘のとおり、やすらぎ堤を日常的に利用いただく、利用しやすさの観点ということから、我々のほうからも道路管理者に働きかける意義はあるのではないのかというご意見だと思います。そういう機会があれば、ぜひ私も、そういう申し出をする必要性を感じました。

一方で、道路管理者ではなくて、横断歩道と信号は交通管理者の管轄でございまして、県警さんも、その手の予算がここ十何年ですけれども非常に厳しくて、私の記憶では去年、右岸線については押しボタン信号が設置されたかと思いますが、おそらくもう何年越しの要望なのですね。だから、何年も経ってから設置された頃には、最初にここに欲しかったという気持ちが薄れている場所もあるのではないのかなとは思うのですけれども、そんな状況で、噛み合っていない、欲しいというニーズと、それが出来上がってくるものが非常にタイムラグがあって出来てきているという現象もありつつ、やすらぎ堤の利用しやすさの観点という形では有効なご指摘であると思いますので参考にさせていただきたいと思います。

(菊野委員)

菊野です。質問ですが、よろしいでしょうか。4の都心部の緑化支援事業の制度活用のことについてお伺いしたいのですけれども、先ほどの説明の中で、今年度、令和5年度は1件の申請というお話だったかと思うのですが、次年度も目標は6件ということなのでも、皆様いろいろ各関係にアプローチして、制度を利用するような動きになりそうなのか、今どのような現状なのかお聞かせいただきたいと思います。

(事務局)

こちらの民有地緑化制度については、5月に要綱ができて、その後、運用しているものですので、こちらのPR不足というのものもあるかもしれませんが、一方で、いろいろなオーナーさんにお声がけした中では、やはり新しく建て替えをする際に、こちらの緑化制度を使って、当初の計画よりもちょっと増やしていこうとか、そういったご意向をいただいている案件は複数あります。ただ、今年度に間に合わないということから、来年度以降の活用になるのではないかなというお話はいただいています。

一方で、既存の建物のオープンスペースに活用するものについては、新しくできた制度で、どう活用していいか分からないという部分があるかもしれません。まずはそういったところでのご相談をいただいているということからすると、もう少し既存のオープンスペースのところ、どのように活用すると、どのくらいの予算感で、どのくらいの緑化ができますというところを、もう少し分かりやすく、イメージしやすいように私どものほうからも広報する必要があるかなと思っています。

あとは、我々事務局側だけではなくて、日頃ビルを管理している業者さんのほうからもアプローチをしていただけないかなということから、そういった部分も今後、工夫をしてオーナーさんの心を動かすような取り組みというものを心がけていきたいと思っています。

(事務局)

補足させていただきますと、最後の話は今日、野俣委員がご欠席ですけれども、造園建設業協会さんのほうにもPRとして、ぜひ使ってくださいと。営業ネタとしてということでお話はさせていただいているところですし、今1件、申請中といったのは、ビルの前面を使ったまあまあ大掛かりなものになります。

それから、今、相談中のものもビルの建て替えですとか、再開発に絡むものが多いので、そうなってくると、まあまあの規模でやってくださるところが出てきます。一方で、昨年、制度を議論した際に、もっと手軽に手を出していただきたいということで、プランター2個からいけるようにしようよという、要するにテナントさんがテナントスペースを使ってできるようなという思惑がありましたけれども、そこへの営業アプローチのルートがなかなかないという実情です。もしも「にいがた2km」圏内でそういったスペースをお持ちのテナントの方とお知り合いがいらっしゃいましたら、ぜひテナントのプランター第1号を目指していただいて、ご紹介いただければと思います。

(村上会長)

ほかに、いかがですか。

(佐藤委員)

3ページの施策体系のところ、14番の「公園愛護会」と、15番の「公園里親制度」というものが「現況改善」というふうに位置づけられているようではございますけれども、実は私も令和5年度に新たに里親制度の団体に参加いたしまして、この間も活動してきたところなのですが、特に今年、令和5年度から何か取り組み始めているようなことはあるのでしょうか。

(事務局)

まず、15番のアダプト制度の現況改善については、現状がよく把握ができていないというところからスタートになっています。ですので、現在のアダプトに登録していただいている団体が実際に、登録メンバーが皆さんちゃんとまだ活動されているという意識があるのかどうかというところからスタートです。むしろ今、佐藤委員がおっしゃっていた比較的新しく出てきたアダプトというのは当然メンバーも揃って活動しているのですが、何年も前に登録した団体は、活動実態がそもそも不明というところの調査から入っているところです。そのうえで活動している団体から生の声として、今までの支援内容よりは、こういった

支援が欲しいというところが聞けるようになるまで少し時間がかかると思うのですけれども、そういったリサーチをさせていただきながら支援内容の見直しにつなげていけたらと考えています。

(指村委員)

先ほどの4番の新潟都心地域民有地緑化支援事業なのですけれども、どういうふうにPRをされているのかなと思って、私が勤めている専門学校も、この圏内にビルがあるのですけれども、そういう制度があるということを誰も知らないし、私は知っているからお伝えはするのですけれども、先ほどオーナーさんや建設業界の方などにアプローチされているというふうに伺ったのですが、実際、ビルを持っている方に、どのように伝えていく計画だったかなと思って質問させていただきました。

(事務局)

こちらの事業のPRについては、オーソドックスなところでいきますと、ホームページと、あとはチラシ、ガイドラインというものを市の各所に置いています。また、ビルのオーナーさん、商店街の皆さんにつきましては、ある一定の団体にお声がけしてPRをさせていただいています。

例えば、ビルのオーナーさんであればビルヂング協会のほうから会員の皆さんに周知をさせていただいておりますし、あとは商店街、それからプラットフォームなどにつきましては、同じく団体を通じてPRさせていただいています。

また、具体的に今、建て替えを予定している事業者様につきましては、個別訪問をさせていただいて、今回の制度のご活用についての提案をさせていただいている状況でございます。ですので、この「にいがた2km」のエリアの各事業者さん、または学校の皆さんに情報が届いているかという、まだその域には達していないのだろうなというふうに思います。

(指村委員)

分かりました。ありがとうございます。

(事務局)

逆に何か今後、広報の仕方等でアドバイスなり、こんな形でやっていくとニーズをお持ちの方々に情報が届くのではないかというようなところがあれば、ぜひご意見いただければと思います。

(指村委員)

ホームページやチラシを置いておくとかだと、来てもらわないと見てもらえない媒体なので、もっと積極的な伝える方法があったほうがいいかなと思うのですけれども、どうなのでしょうね、そういう方ってSNS等を使っていらっしやらないのですかね。広報というと、

どうしてもSNSのことばかり考えてしまったり、あとラジオで宣伝するとか、そういうものが思いつくのですけれども、あまり効果はないでしょうか。私が思いつくのはそのくらいなのですけれども。

(事務局)

ありがとうございます。

もう一つは、何ができるのだというところがよく伝わらないとイメージを持っていただけないので、今年の第1号の完成した姿を使って、もう一段PRをしたいなと思っていますので、そっちのほうが多分オーナーさんのほうに響くのかなというふうに思っています。新潟に実際にこういうものができましたと。なかなかのものができると思っていますので、そこをまたPR素材に使っていければ現実的な素材になるかなと思っています。

(指村委員)

ありがとうございます。

(村上会長)

とにかく今の1件というのは、普通の1ではないという期待をしていると。

(事務局)

すごくいい1件目が来てくださったと思っています。

(村上会長)

ほかに、いかがでしょうか。

私からもひとつお願いします。11 ページの下段、住宅地の写真があって、右のほうは近年開発された住宅地という感じになっていますけれども、私も新潟に家を建てて、もう17年くらい経つのですけれども、建てる時に壁等を高くしてはだめですよといった、そういう縛りがかかっている分譲だったので、だから生垣を作る高さの制約やルールの中で、もし生垣を作ると、そういうルールの中で作らなければいけないわけですが、公園関係、緑や緑地関係と、そういう住宅地関係のものが市の行政の体制の中で、どうかかわりになっているか十分には理解していません。その辺りのかかわりというか、縛り等も制約を受けながらの生垣づくりみたいな感じになるのでしょうか。

近年開発された住宅地のような、従来に比べたらオープンな感じに作らなければいけないという感じの縛りが、例えばうちの分譲地だとかかかっているのですけれども、だから壁等を作るのは基本的にだめで、作るにしてもオープンな感じで、向こうが見通せるようにとか、玄関前にもあまり大きな壁みたいなものを作ってはだめで、あとはカーポートもあまり高いものを建てると、周辺の市から担当者が来て「これは高さがだめです」みたいな感じで言われたケースもあったりして。いろいろ新しく作る分譲地のところは、やはりイメージ的には

こんな感じに作らなければいけないのかなみたいな感じで。それと生垣についても、左側はちょっと時代が違うものだと思うのですけれども、以前は確かこういう感じが許されていたと思うのですが。

(事務局)

開発をしたときのルールとしまして、まず建築物、住宅等を建てるときの基本的なルールとして地区計画というものがございます。エリア全体で家の高さですとか、今ほど、会長がおっしゃったような塀の高さですとか、建築をする際のルールという地区計画がございます。それでまず、まさに塀の高さ、材質ですとかというものが決められておまして、そのうえで、ここに載っている緑地協定というものがございます。標題にもありますけれども、さらに家を建てる際のルールに加えて、全員合意のもとで、どういう緑化、緑を創出しましょうというルールが、緑地協定という形で、重ねてルールがあるということになっています。

昔の左のもえぎ野地区の緑地協定ですと、やはり緑化するときは生垣を作りましょうだとか、最近のものですと資料の真ん中にあります、例えば①西野中野山地区の緑地協定ですと、樹木を植えるときは、こういう樹種にしましょうですとかというルールを決める形になっています。今までそれで、もえぎ野地区は昭和 60 年代くらいの開発でしたが、やはり昔はそれなりの広めな敷地の前面に、このように緑化ということで生垣を作るケースがかなりありました。

それに対して、新潟市から一定の助成、支援をしており、それが今に至っている状況なのですが、最近の宅地開発では、まず敷地が狭くて、ルール関係なしに、もう敷地が狭い中で駐車場を取ろうとすると、どうしても右のような状態になってしまうということで、実質的に生垣が建ててもらえない状況になっているという状況になっています。そのような中で今、ルールだけ残っていますので、大規模な開発をするときに緑化していただくためには、今のルールのままですと効果的ではないので、今回、見直しを行いたいなというふうに考えて、ここに示させてもらっています。

(村上会長)

分かりました。

(横山委員)

余計ですが、今の会長のご意見は私もちょっと感じておまして、こちらの生垣というか現在のニーズに対応した制度への見直し、そのところがポイントではないかなと思っております。最近、家を建てた方に聞きましたら、それは大手のハウスメーカーさんが宅地開発をして、その一角、このグレードで緑を置いてくれという何か規定がある、玄関前には緑をと。それは生垣という選択肢はなくて、生垣等は多分、作ってはいけないという部類に入ってい

と思うのです。選択肢が二つあるとあって、一つは緑が多いほうがいいのか、花が多いほうがいいのかということで、ハウスメーカーさんはお客様に選択をしてもらっているそうです。それがいわゆるプランターの的な2平米くらいのところの植え方、玄関横についての選択肢があるので、そういった会長がおっしゃったようなオープンなデザインが今は好まれていますし、いわゆるおしゃれというところなので、制度の見直しのところでも、そういった意味での緑化のところを押さえていくのがいいのではないのかなと思っていました。

あとは緑がいいですか、花がいいですかといったあとに、花のほうは何色でまとめたいですかとか、そういう選択肢があるというような話を聞いています。

(事務局)

横山委員がおっしゃるとおり、トレンドはそういうふうになっていて、繰り返しになりますけれども、右のような住宅地ですと、もう前庭は取れないわけですね。花壇スペースがちょっとあるくらいになっていて、そういったところを、どうおしゃれに装うかというのが、今の横山委員のお話だったのかなと思います。

一方で、我々は、住宅地というまとまった環境の中で皆さんが享受できる緑というのは、そういった小規模なもので満たすのだろうかという観点で、ものごとを見なければいけない部分もあって、なんでもかんでもやれば市の補助が出るという形にはちょっとできないでしょう。例えば、シンボルツリーでもなんでもいいのですが、あんまり大きくならない中木みたいなものを1本ずつみんなで、樹種をわざと揃えたり、わざとバラバラにしたりして植えてみる、そんなことを向こう三軒両隣でやる、みたいな取組みであれば、市として支援する対象としてちょっと面白いかなと思うのですね。

多分、そういう住宅地の緑としての補助の仕方というのは、やはり必要とされるものは変わってきているし、住宅メーカーも当然エンドユーザーさんのおしゃれな家のために動くし、我々はそれにプラスして地区の住民がある程度、緑を目にして生活できているという状況をどう個人の住宅も使って出していくかという観点で見なければならぬということ、そういったところのバランスが一昔前、二昔前の生垣補助に比べると難しい、そういう状況に今あるのだろうかという認識をしています。なので、昔は新潟市が新築すると木一本プレゼントなんということもやっていたのですね。それをもらったという人もいますけれども、それはなくなってしまって、生垣一本になってしまっているの、生垣が今の住宅事情に合わないと、やる事がなくなっているというのが実情かなと思いますので、今の制度は今の緑地協定地区がある限りは、今の制度として、そのままその地区に残しておきますが、これから開発される地区で、どういった住宅地としての緑として支援ができるかということについては、少しまた前期の計画期間の中でリサーチして研究させていただきたいと思います。

(渡辺委員)

渡辺と申します。今ほどの意見をお聞きしながら、いろいろな事情、社会が変わっていくと、やはり要望等がいろいろ変わっていくので支援の仕方も変わっていくのだなとつくづく思いました。

今日は、私は初めての参加なので、こういう行政の働きがあって、新潟市の緑化が守られているのだなということをつくづく感じました。ただ、本当に整理という美しさという面では整備されていると思うのですが、私は教育や子育て支援にかかわっているという立場上、もっと自由に子どもたちが木と触れ合うというようなエリアがあるといいなと思うのです。今お話の中で、昔、住宅には木を一本プレゼントということになると、多分、敷地も広かっただろうし、その木がその家庭に生まれるお子さんの遊び場にもなったのだろうなというふうに思うのですけれども、住宅事情で本当に坪数が少なくなり、そこが無理になっているというような今のお話をお聞きし、では公園等ではどうなのだろう、3番の7ページなのですが、ここでも、このところに公園の再整備という言葉があるのですが、そういうような、きれいさというよりも、このゾーンは安心して子どもたちが登ってもいいよ、虫を捕まえてもいいよ、雑草だけれども、雑草ってものすごく昆虫もいるし、いろいろなことを発見する場所なのですけれども、そういうところだから自由に遊んでいいよみたいな、そういう活かし方は盛り込まれていくのかというところが気になったので質問させていただきました。まとめませんが、よろしく願いいたします。

(事務局)

7ページのストック再編事業の中に、そういった要素が盛り込まれる可能性があるのかといったご意見かと思えます。結論から申し上げますと、大変難しいです。ストック再編で扱う公園は、主に住宅地の中の公園が多くて、防犯という観点でも10年くらい前から公園の木の余計な植え込みというのは、もうちょっとすっきりしてくれよという話になっています。不審者が隠れたり、死角になったりするところを減らしてくれと。今、動いている新栗の木緑地は、昭和の時代に設けられた散策道なのですけれども、木が鬱蒼として昼でも暗くて非常に近寄り難い。だから木をもうちょっと伐って明るさを取り戻して整除していきましょうというコンセプトが織り込まれて、ストック再編に取り組みられています。その中で、小さな子ども、幼児を連れて遊ぶゾーン、それから都市部ですので、夜間のウォーキングにも使えるようなゾーン、そういったような再整理をして整備を進めているといった内容になります。

一方で、子どもの育つ環境には、渡辺委員のおっしゃったことは非常に大事な要素なのですが、要は木々の中を駆けずり回るみたいな要素です。その点では、鳥屋野潟公園が素晴らしいですね、東側のカナルのほうに向かうエリアが、駐車場からちょっと入ってい

くと、もうすごくそういう環境に近いなと思われま。やはりそういう大規模な公園には、そういう空間がちゃんとあるなと思ひながら、まち場の公園で昔の土地持ちの人の裏庭みたいなところがあるかという、逆に住宅地の中ですと、そういうところにあつた保存樹が土地の売却と一緒に無くなつていくというのが近年の状況です。保存樹がなくなるのは、そういった地主が所有していた空き地が、6軒分くらいに分譲されていくという、その繰り返しがとても多いです。ですので、今の渡辺委員のおっしゃつたようなことができるような場所と、地域のニーズと、それから地域の話し合いの結果、ストック再編に加味されるという可能性はゼロではありませんが、今の状況を見る限りは、そこまでのネイチャー思考を取り入れた再編計画がまとまていくという例はちょっと少ないですねという状況です。

(渡辺委員)

ありがとうございます。

(村上会長)

ご意見と回答のほうもありがとうございました。

よろしいでしょうか。それでは、今の報告1を終わらせていただきます。

続きまして、報告2「白山公園150周年記念事業について」、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局の上石です。私のほうから報告事項②「白山公園150周年記念事業について」、説明いたします。

お手元の資料3をご覧ください。白山公園は明治6年に明治政府より公布された太政官布達第16号に基づき開設された日本最初の都市公園の一つで、令和5年で150周年を迎えました。150周年を記念しまして、多くの方から白山公園の歴史や魅力に触れていただけるようさまざまなイベントを実施しましたので、イベント概要について説明いたします。

①写真展と②歴史パネル展です。5月から8月は昔の様子や風景、公園周辺の建物の写真を園内に展示、8月から10月は白山公園の歴史を振り返る年表と地図、絵図などを園内に展示しました。

③竹あかりライトアップについてです。8月の下旬には参道や園路の一部に竹燈籠を設置しまして、メイン展示として美由岐賀岡と、その麓には竹燈籠を集中して配置し、いつもとは違う夜の空間を演出しました。フォロワーの多いガタ子さんの投稿や夕方のニュースで取り上げられた効果か、普段の夜の公園より多くの方が来園していました。

④ガイドツアーについてです。9月には白山公園の歴史の専門家、造園に関する専門家と一緒に公園内を巡るツアーを実施しました。歴史に関しては、歴史文化課の職員から、造園

に関しては現在白山公園の維持管理を委託している石水造園の方からガイドをしていただき、最後に燕喜館で茶道体験をしていただくといった内容です。25名の参加者の方からは、松の剪定の仕方や園内の見どころ、景観、公園の歴史などを聞いてよかった、今後の白山公園の散策や散歩が楽しみですといった意見がありました。なお、燕喜館では通常時も呈茶のサービスを行っており、12月末までは150周年記念として呈茶サービスを利用した方に⑤のとおり、150周年記念パッケージの花の種をプレゼントしています。

⑥スタンプラリーについてです。10月の1か月間、白山公園の歴史や知識に触れながら、秋の白山公園を巡るスタンプラリーを実施しました。スタンプ台には白山公園クイズと、白山公園のちょっとした豆知識を掲示しています。未就学児から80代まで幅広い世代の方が参加してくださいました。アンケートでは、参加者の9割以上の方がスタンプラリーが面白かった、これまで知らなかった白山公園の魅力と滝の再発見があったと回答していました。

また、日本で最初の都市公園であること、蓮池の中にある建物がラジオ塔で、現在もラジオが流れていること、滝があることなど、初めて知ることが多く驚いたとの意見がありました。

⑦えんでこまち歩きです。中央区役所地域課が主催する、まち歩きツアーのようですが、まち歩きの達人、新潟シティガイドと一緒に中央区内の見どころを歩いて周り、歴史、文化への関心を深めていただくということで、毎年、春と秋に開催しています。今回、白山公園150周年特別コースとして、計3回開催しました。

最後に、ガイドツアーやスタンプラリーの際にアンケートを実施したのですが、参加者からは、よく来る公園だけど行ったことのない場所を巡ることができた、白山公園の歴史や知識について知ることができたという意見をいただいております、本事業の目的である150周年という機会に白山公園の歴史と魅力に触れていただけたのではないかと考えています。

皆様にお配りしているのですけれども、ハガキサイズの紙があると思います。こちらがスタンプラリーをコンプリートした方にお渡ししている景品です。花の形をした部分がシードペーパーと言いまして、その中に種が入っています。そちらの部分をはがしていただいて、一晩水に浸して土に植えると芽が出てきます。ペーパー部分が分解されて土に還るので、ごみが出ません。室内であればいつでも大丈夫ですし、外に植えるのであれば春、暖かくなってから植えるのをおすすめします。ぜひ何の花が咲くのか育ててみてください。以上で、白山公園の150周年記念事業についての説明を終わります。

(村上会長)

ありがとうございました。

それでは、今のことについてご質問・ご質問などあればお受けしたいと思いますが、いか

がでしょうか。

続きまして、報告3「まちなかへの植栽の試験設置について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

みどりの政策課の西澤から資料4「まちなかへの植栽の試験設置について」、説明させていただきます。にいがた2kmのウォークアブルな空間づくりを目指しまして、まちを歩く人の目に触れやすい緑を増やすということで、まちなか緑化推進の取組みを植栽の試験設置「MACHINIWA2023」ということで実施してまいりました。

実施概要につきましては、設置期間として令和5年10月7日から11月12日まで実施しています。設置場所は、次のA3の資料とともに見ていただければと思いますが、資料の1枚目が古町地区、そして2枚目が新潟駅前と万代地区の地図になっています。それぞれのエリアの交差点スペースを使って実施しています。それぞれの設置箇所において、植栽の内容を変えながら皆さんに見ていただき、アンケート調査を行っています。

まずはA3の1枚目の古町地区について説明させていただきます。下が萬代橋で、上のほうが北側、日本海側になっています。まず、古町地区の西堀交差点になります。「西堀A」と書いてある左側の写真をご覧ください。こちらが旧新潟三越前についてですが、こちらは宿根草をメインとして赤と青の仮設の花壇を設置したものになります。また、ルフル前、あとは越路ビル前にボリュームのあるプランターを設置しています。

続いて、右側に移りますと、東堀交差点についてです。こちらについては歩道上に比較的広いスペースがあったということから、サイズの異なる大小のプランターを設置して動きのある装飾を行っています。右下の「東堀C」については、これまで活用されていなかった既存の植栽枠を活用して、新たに宿根草、またプランターを配置してリニューアルを行っています。

次に、A3の2枚目をご覧ください。こちらが新潟駅前から万代地区にかけてのものになります。まず、資料の左上です。こちらが「東港線十字路」ラブラ前の交差点の様子です。既存の植栽枠については、これまで雑草が生えていて何も植えられていなかったのですが、信号待ちの方々の目に留めるような植栽を施そうということで、新潟市造園建設業協会様と共同施工して植栽をし今もきれいに植栽されています。

続いて、「弁天通商店街」をご覧ください。こちらは商店街に設置されています七福神のモニュメントが通りの両側にあるわけですが、そちらにオリーブやユーカリといった中木と、足元には花を施したプランターを設置しています。また、花の苗の植え付けについては商店街組合の皆さんにご協力をいただいたところでございます。

資料の右側「東大通交差点」についてです。こちらについても比較的駅前ということで人通りが多いわけですが、信号待ちの方々から見ていただくということで、既存の植栽柵のリニューアルを行っています。

最後に、右下の「新潟駅万代口交差点」についてです。こちらは仮設の花壇の設置を行い、こちらにも赤と青の高さの違う六角柱のコンテナを組み合わせて、ユーカリなど中木、宿根草、そして一年草を植栽しています。コンテナの一部にはベンチを設置して、花と緑に囲われた空間で一休みできるような装飾もしているところです。各設置場所の装飾の内容は以上となります。

次に、A4の資料をご覧くださいと思います。今回実施したものについて検証方法についてです。植栽の設置前後の緑視率の比較をこれから検証していくこととしていますし、地元の商店街の関係者へのヒアリング、あとは植栽に対するアンケート調査を実施しています。現在、集計中でございますけれども、回答いただいた方々からは、約9割の方々からよかった、非常によかったとの回答をいただいています。また、今回一緒に植栽にご協力いただいた商店街の皆様からも、ぜひ継続してほしい、拡大して行ってほしい、また商店街が華やかになったというような前向きなご意見をいただいているところです。

「その他のトピック」としましては、各団体と連携しながら取組みを進めてきたわけですが、今回設置したあとの植栽の管理、具体的には水やりのほうを店先の方々からご協力いただきまして、今回は「まちにわパートナー」という形で、水やりをしていただいたプランターにポップを置いて、そこにお店の名前を記載させていただいて広報をさせていただきました。今後もそういった形で、日常的な水やり等を一緒にやっていただく方に、まちにわパートナーになっていただき、そのパートナーが増えていくようなリニューアルを我々もやっていきたいと考えています。

今回の植栽につきましては、全体的にトータルデザイン、監修をしていただくということで、本市の花育マスターの渡部さんに相談しながら進めてきたことで統一感が図られて、これまでと違った演出ができたのではないかと考えています。

最後に、A4ペーパーの下段にありますように、MACHINIWA（まちにわ）という言葉がこれまでキーワードとして出てきてきましたけれども、まちにわのコンセプトとしては、「まちの庭で、まちに輪を」ということで、行政だけではなくて、民間の企業の皆さん、自治会、個人の方々と一緒にまちを緑と花で彩っていこうという意思表示、そして今後も育ててまちの魅力・価値を向上させるというところにつなげていきたいと考えています。こういったネーミングで、これからもこういった取組みを継続していきますし、将来的には民有地の緑化というのをも併せて進んでいくことで、まち全体として緑が増えていくことを

進めていきたいと思ひますし、維持管理にかかわる方々が増えていくためにどうするかというこゝで、緑化のボランティアやスポンサーの関わりしろをたくさん作っていくこゝで、まちなかの緑をより増やして維持していきたいと考へています。まちにわの取組みについては以上となります。

(村上会長)

ありがとうございます。

ただいま紹介ありました、まちなかへの植栽の試験設置「MACHINIWA2023」について、皆様方からご意見・ご質問等ありましたらお聞きしたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

(櫻井副所長)

新潟国道事務所です。萬代橋から古町地区の7号の道路を管理しています。大変素晴らしい試みだと思ひますので、私どもも協力できるこゝがあれば協力していきたいと思ひますので、またよろしくお願ひいたします。

(事務局)

非常にありがたいご意見で、国道7号の中央分離帯、また歩道部分の植樹柵等、新潟国道さんに、もし頑張っていただけるのであればありがたいこゝがたくさんございますので、よろしくお願ひいたします。

(村上会長)

ほかに、いかがでしょうか。

(菊野委員)

報告と関係ないこゝで質問させていただいてもよろしいでしょうか。今年の夏の高温と少雨によって、各家庭はもちろんのこと、パブリックスペースもかなりの樹木、花等の被害があったと思ひます。全体の何か被害状況というのを把握していらっしゃるのか、またこれを緑化の維持という点でも、来年度以降も地球温暖化ではなくて地球沸騰化なんていう言葉が出るようなこゝになってきているので、その辺の整備、維持、予算がついているのか等も含めてお聞かせいただきたいと思ひます。

(事務局)

今年の夏は、雨が少なくて気温が高くて、おそらく皆様も、街路樹の低木なんかがちよつと枯れているなど、いくらか目についたのではないかとと思ひます。私どもも一応、各区で街路樹、または公園の樹木を管理する建設課には一旦リサーチはかけました。ですが、目に見えている部分は確かにあるのですけれども、大規模に被害を受けていて非常にリカバーが大変だといったような深刻な被害というのは実はそんなに多くないという認識でいます。とい

うのは、高木は水がないと、自分で葉を落として守ろうとする部分もあるので、翌年にならないと枯れてしまったかどうか分からないということと、低木はわりとすごく茶色くなってしまって枯れてしまったかなと思うものを多かったです。秋になって降水が増えたら、わりと復活しているものが多く見られました。

一方で、やはり枯れてしまって、もうだめになってしまった木も多少あったので、そういうものは公園の管理の中で撤去したり植え替えをしたりといった対応で済むレベルだったかなと思います。ただこれが何年も続くと、高木のほうで影響がたくさん出てきて大変なことになるかもしれませんが、今年の影響はさほど多くなかった、要するに例年の管理の中で、まだリカバーがきく範囲であったとご理解ください。

(村上会長)

もうそろそろこの会議が終わろうとしているのですけれども、ほかにも全体をとおして委員の皆さん方からご質問等があればお受けしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにはないようですので、本日の緑化審議会を終了させていただきます。委員の皆様方、ご協力ありがとうございました。予定していた時間も 11 時半だったのですけれども、少しオーバーしてしまったことについては私の進行の下手際もあったかもしれませんが、多分に皆様方からの非常に建設的な有意義なご意見・ご質問等で、非常に有意義な意見交換に費やされた時間だったのではないかと思います。ということで、今日の緑化審議会を終了したいと思いますので、事務局に進行をお返しいたします。

(司 会)

村上会長、ありがとうございました。また、委員の皆様全員からご発言をいただいたようでございますが、これも大変ありがとうございました。

本日の審議会の内容につきましては、後日、本市のホームページで公開させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次回の第 59 回の審議会は 2 月を予定していますので、後日また日程の調整をさせていただきたいと思います。

以上をもちまして、第 58 回新潟市緑化審議会を閉会させていただきます。長時間お疲れさまでした。ありがとうございました。